〔定期積金(スーパー積金)〕

「正期慎金(人一ハー	x ** / J
1. 商品名	・定期積金(スーパー積金)
2. 販売対象	・個人、法人
3. 期間	· 1年、2年、3年、5年
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・定期的に払込みいただきます。 ・1,000円以上 ・100円単位
5. 支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息 (給付補填金) (1) 適用金利 (2) 給付補填金の 支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じ て計算
7. 税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ・マル優はご利用になれません。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税される ため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります(非課税法人は除きます)。
8. 手数料	・ありません。
9. 付加できる 特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息と ともにお支払いします。
11. 金利情報の 入手方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置· 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部 (9時~17時、電話:0120-001-772) にお申し出ください。 ・紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の 概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・なお、所定の各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
13. その他参考事項	・払込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または 約定利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息 が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本 を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。